

## 新たに 4 物質勧告し、追加候補 9 物質へ (POPs 条約) 環境省



残留性有機汚染物質(以下、POPs)検討委員会は、10月13日からスイス、ジュネーブで第4回会合を開き、POPsに関するストックホルム条約(以下、POPs条約)に基づき、今後国際的に廃絶・制限を行うべき物質として新たに4物質を対象物質候補として勧告することが決定しました。この4物質は、ペンタクロロベンゼン、商業用オクタブロモジフェニルエーテル、 $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCH であり、危険の管理に関する評価を採択し、今回の会合を踏まえ、2009年の5月の第4回締約国会議において、前回会合で勧告を決定した5物質(クロルデコン、リンデン( $\gamma$ -HCH)、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、パーフルオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS))とともに、条約の対象化が検討される予定です。

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等のPOPsの、製造および使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

当社では、化学分析専門会社として36年の経験と実績があり、PFOSを始めとして様々な化学物質の分析を行っておりますので、是非ご相談ください。

資料 2008年10月28日付 環境省ホームページ  
2008年10月29日付 化学工業日報

クロマト分析箇所 山田悠貴